

市民共同のご紹介

身近な法律問題について、適当な相談相手がなく困っていらっしゃる市民の皆様は、たくさんおられます。「市民共同司法書士事務所」は、そうした市民の皆様と共同し、法的手続を通じ権利や財産を守るために1990年2月に設立され、現在5名の司法書士が在籍しています。

司法書士の主な仕事

- 司法書士の主な仕事は、司法書士法で次のように定められています。
- 1. 簡易裁判所における民事訴訟事件の代理、示談交渉
- 2. 登記または供託に関する手続について代理すること
- 3. 裁判所、検察庁または法務局若しくは地方法務局に提出する書類を作成すること
- 4. 法務局または地方法務局の長に対する登記または供託に関する審査請求の手続について代理すること

司法書士の費用

- 司法書士に事件を依頼されると、各司法書士が定めた基準による司法書士報酬を負担していただくことになります。
- その他、登録免許税や印紙、切手などの実費も必要です。費用のことが心配な方は、事件を依頼される前にまず司法書士にご相談ください。

不動産に関する問題

- 相続の登記
- 売買・贈与の登記
- 建物新築の保存登記
- 抵当権の設定、抹消登記

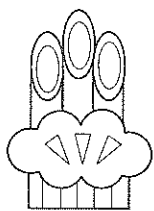
ご相談ください

企業法務に関する問題

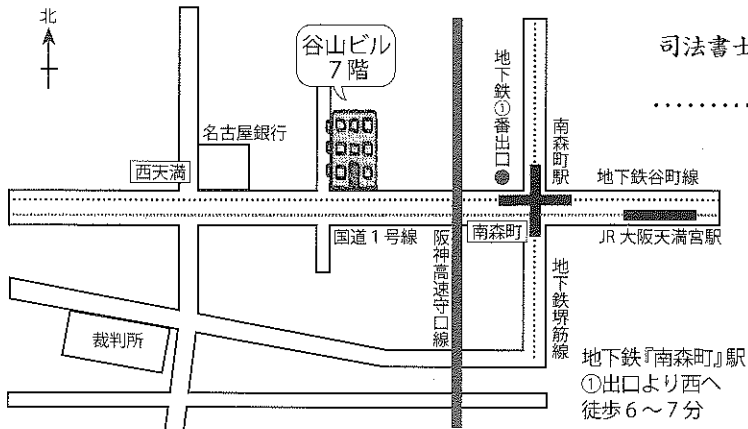
- 会社、各種法人の設立
- 会社資本の増資・会社の合併
- 役員の変更等各種変更登記
- 事業承継
- 解散

民事裁判・家事調停 その他に関する問題

- 破産・個人再生・債務整理
- 相続に関する問題、遺言書の作成
- 交通事故
- 敷金返還、不動産明渡
- 民事調停
- 家事事件(離婚、家族の問題)
- 帰化申請
- 成年後見について



司法書士 村山 泰弘 司法書士 川口 亮平
 司法書士 谷 嘉浩 司法書士 東海林美夢
 司法書士 中西 裕美 事務局 木村 陽子



発行者 市民共同司法書士事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満 5-9-5
(谷山ビル7階)

tel 06-6365-8135 (代表)

fax 06-6361-2626

電話受付時間 9:00~12:00 13:00~17:00
(月~金・祝日は除く)